

アルヴェきらめきパフォーマーに関する取り扱いについて

平成25年6月26日
市民交流プラザ管理室長決裁

1. 目的

秋田拠点センターアルヴェ（以下「アルヴェ」という。）のきらめき広場およびきらめきコート（以下「施設」という。）において、定期的かつ継続的に活動する個人または団体等（以下「きらめきパフォーマー」という。）に関し必要な事項を定めることにより、きらめきパフォーマーおよびその活動を適切に取り扱い、もってアルヴェの賑わい創出に寄与することを目的とする。

2. 定義

きらめきパフォーマーとは、秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）第4条第1項に定める、きらめき広場を専用して使用しようとする者（以下「専用使用者」という。）ではなく、専用使用者がいない場合に施設を無償で使用するもののうち、アルヴェの賑わい創出を目的として、来館者に対するパフォーマンスを行うために、きらめき広場等の一部を優先的に使用できるものをいう。

3. 活動内容

きらめきパフォーマーは、次に掲げる活動を行う。

- ① ダンスおよび伝統芸能等の演技
- ② ピアノ、ギターおよびバイオリン等楽器の演奏
- ③ 弾き語りおよび合唱等歌の披露
- ④ パントマイム、マジック等の大道芸
- ⑤ その他市民交流プラザ管理室長（以下「室長」という。）が適当と認めた内容

4. 遵守事項

きらめきパフォーマーが活動するにあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）

第10条に定められた事項を守ること。

- ② 営利目的の活動を行わないこと。
- ③ 指定された区域および時間内で活動すること。
- ④ 音量および活動の内容等に関して、配慮すること。
- ⑤ 活動終了後に、施設の原状回復を行うこと。
- ⑥ 活動を希望する場合は、前日17:00までに、市民交流プラザ管理室宛に電話またはメールで連絡すること。
- ⑦ 活動に伴う事故および紛争等に関しては、自己責任において解決すること。
- ⑧ その他室長の指示に従うこと。

5. 了承事項

きらめきパフォーマーが活動するにあたっては、次に掲げる事項を了承しなければならない。

- ① 活動する日時を予約した後に、専用使用者による予約があった場合、予約が取消しされる可能性があること。
- ② アルヴェの賑わい創出を目的とした、施設の利用者等に対するパフォーマンスであることから、活動内容については十分に考慮すること。
- ③ その他活動内容に関しては、室長の指示に従うこと。

6. 活動日

きらめきパフォーマーが活動できる日は、アルヴェが開館している日とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

7. 活動時間

きらめきパフォーマーが活動できる時間は、次に掲げる場合を除いて午前9時から午後9時までとする。

- ① 専用利用者がいる場合
- ② 施設の改修および非常災害等やむを得ない事情が発生した場合
- ③ その他使用が適当でないと認めた場合

8. 名簿記載

(1) きらめきパフォーマーが活動するにあたっては、アルヴェきらめき

パフォーマー名簿記載申請書（以下「申請書」という。様式第1号）のほか、次に掲げるものを、室長に提出しなければならない。

- ① 本人確認ができる書類の写し（運転免許証等）
- ② 顔写真（縦3cm×横2.5cm）1枚（団体の場合は代表者）
- ③ パフォーマンスの内容がわかるもの（CDおよびDVD等）
- ④ 活動中の写真

(2) 室長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、2週間以内に名簿記載の可否を決定するものとする。

(3) 申請書を提出した者（以下「申請者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、名簿に記載せず、又は削除することができる。

- ① 「4. 遵守事項」に記載した内容を守らない場合
- ② (1)に定めた記載内容および提出物に虚偽が認められた場合
- ③ その他室長が適当でないと認めた場合

9. 名簿記載証の発行

(1) 名簿記載が決定した場合、室長は、きらめきパフォーマーに対して名簿記載証を発行するものとする。

(2) 名簿記載証の有効期限は、1年とする。ただし、有効期限内に問題が認められず、かつ、申請時の内容に変更がない場合は、自動更新とする。

(3) きらめきパフォーマーが活動する際は、名簿記載証を携帯するものとする。

10. その他

この取り扱いのほか、きらめきパフォーマーおよびその活動に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この取扱いは、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年11月20日から施行する。